

諫早市上下水道局災害時支援・受援マニュアル  
下水道編

諫早市  
令和8年3月

# 目次

## 第1章 総則

1 趣旨.....	1
2 支援・受援の基本ルール.....	1
3 費用負担の考え方.....	1
4 労務災害等の考え方.....	1

## 第2章 他下水道事業体への支援

1 支援の準備及び報告.....	3
2 支援可能態勢の概要報告.....	3
3 出動準備.....	3
4 着任.....	5
5 支援活動.....	5
6 帰任.....	5

## 第3章 他下水道事業体からの応援

1 発災直後の対応.....	7
2 応援要請.....	7
3 前線基地の設置等.....	11
4 上下水道局災害対策本部等の役割.....	12
5 受援窓口の設置準備及び運営支援.....	14
6 受援窓口の運営.....	16
7 応急活動.....	18

## 第4章 局内の支援

1 基本的な考え方.....	20
2 各班・各課の相互応援.....	20
3 市民からの電話への対応.....	20
4 その他の民間委託等.....	22

## 第5章 巻末資料

## 第1章 総則

### 1 趣旨

諫早市において、大規模な災害が発生した場合、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、上下水道サービスの業務を継続して行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業の応援を最大限に活用することが求められる。

また、他都市で災害があった場合も、迅速に支援を行う必要がある。

このマニュアルは、災害時において他自治体と本市とが行う下水道に係る支援・受援（以下「支援・受援」という。）及び諫早市上下水道局（以下「局」という。）内の応援体制が円滑に行えるよう必要な手順等を定めたものである。

### 2 支援・受援の基本ルール

支援・受援の基本ルールは、次のとおりである。

- (1) 日本下水道協会「下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「全国ルール」という。）
- (2) 「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」（以下「九州・山口ブロックルール」という。）

### 3 費用負担の考え方

災害対策基本法第92条の規定より、応援を受けた自治体が当該応援に要した費用（職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費、応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等）を負担する。（全国ルール第14条）

なお、九州各県及び山口県における費用負担は、「九州・山口ブロックルール 9経費負担等」の中で、「九州・山口9県災害時応援協定」によるものとされている。

### 4 労務災害等の考え方

#### (1) 自治体職員

応援作業中の労働災害については出張中の公務災害として取り扱われ、地方公務員災害補償法の範囲内において補償の適用を受けることができる。

#### (2) 工事事業者

応援作業中の労働災害については、労働者災害補償保険法の範囲内において補償の適用を受けることができる。

なお、建設業の場合、元請負人が下請負人の労働者の分まで労災保険に加入しなければならない。

この場合、実務的には元請負人から「労災保険加入証明書」等を提出させることが必要となる（提出がない場合は、作業等を行わせない。）。

また、政府管掌の労災保険でカバーしきれない部分については、想定されるリスクに応じて民間の損害保険会社の保険（法定外補償条項、使用者賠償責任条項等が入っている保険等）を利用することが望ましい。

**(3) 第三者に対する損害賠償**

応援作業中に生じた事故等により第三者に損害を与えた場合の賠償は、原則として被災自治体が負担する。ただし、応援を受けた自治体の負担に関しては、使用者責任（民法第715条）に根拠を置くため、応援作業は、応援を受けた自治体の指示に基づいて行っていることを明確にしておく必要がある。

なお、応援を受ける自治体への往復の途上で生じたものは、応援する自治体が負担する。また、被災下水道事業体への往復の途上で生じたものは、応援下水道事業体が負担する。

## 第2章 他下水道事業体への支援

### 1 支援の準備及び報告

#### (1) 支援準備の基準

被災した自治体が九州ブロック（※）内であるか否か等によって、次表に定めるとおり支援の要請に備えるとともに、その報告をする。（下水道課）

※ 九州ブロック：全国ルールにおいて、全国を6ブロックに分けたものの1つ。福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県から成り、オブザーバーとして山口県が置かれる。

被災した他自治体	災害	準備等
九州ブロック内	震度6弱以上の地震	幹事県の福岡県を通じて下水道対策本部から支援活動可能体制の報告依頼があるため、支援可否及び支援活動可能体制を速やかに報告（「2 支援可能体制の概要報告」参照）
	震度6弱以上の地震以外の災害	当該他自治体から管轄の県に支援の要請があった場合は、前項と同様に福岡県を通じて報告依頼があるため留意
九州ブロック外	全ての災害	下水道対策本部が設置され、かつ、広域支援を要すると下水道対策本部が判断した場合は、前項と同様に福岡県を通じて報告依頼があるため留意

#### (2) 支援準備態勢の決定

(1)の支援準備態勢を執るために配置する職員は、上下水道局長、次長及び局内各課長が協議を行い決定する。発生日時が勤務時間外における場合の協議は、電話等による連絡又は局に参集し行う。

### 2 支援可能態勢の概要報告

幹事県の福岡県を通じて下水道対策本部から支援活動可能体制の報告依頼があった場合は、日本下水道協会作成「下水道の地震対策マニュアル」参考編（以下「地震対策マニュアル」という。）「支援活動可能体制の報告について（回答）」（地震対策マニュアル1.3様式-② 第5章巻末資料P25）により支援の可否及び支援活動可能体制を速やかに回答する。（下水道課）

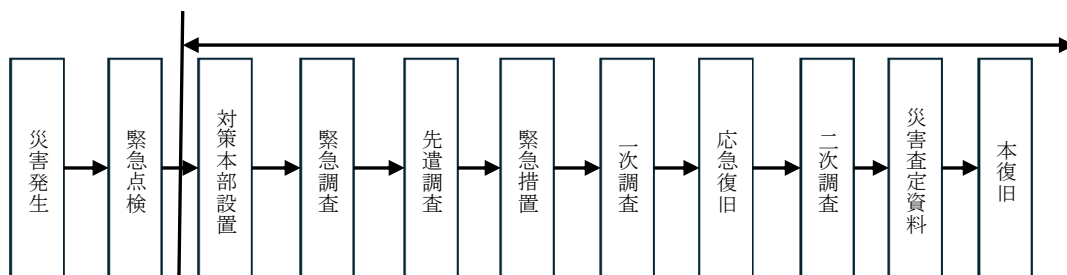
### 3 出動準備

#### (1) 派遣人員の決定（経営管理課 総務担当、下水道課）

全国ルールによる支援は、次図のような流れとなり、下水道対策本部の設置から本復旧までの支援が想定されている。なお、緊急調査及び緊急措置については、基本的には被災自治体が行う。

1班当たりの派遣期間は、応援活動の継続性及び酷暑等天候の状況等を踏まえ決定することとし、7日間程度（移動日及び引継日を含む。）を基本とする。応援する期間が7日間程度を超える場合は後任の班と交代する。

※1 本マニュアルにおいては、短期間における支援を取り扱うこととし、災害査定資料作成までの支援に



ついて定めるものとする。

支援に要する人員（以下「支援隊」という。）は、次表のとおりを基本とし、派遣期間は、応援活動の継続性及び酷暑等天候の状況等を踏まえ決定することとし、7日間程度（移動日及び引継日を含む。）を基本とする。応援する期間が7日間程度を超える場合は後任の班と交代する。

支援活動	人数	備考
一次調査	1班4名	班長は、主任級以上。
二次調査	1班2名	カメラ調査判定の知識及び経験を有する者が望ましい。
災害査定資料作成	1班2名	

## (2) 必要な資機材等の確認

分類		提供可能機材機器名	単位	数量	保管場所
1	測量器具	レベル	台	2	下水道課
2		スタッフ	台	7	〃
3		ポール	台	7	〃
4		巻尺	個	2	〃
5	記録連絡器具	デジタルカメラ	台	2	下水道課
6	照明排水機材	懐中電灯	個	5	下水道課
7		発電機 60kVA	台	2	諫早中央浄化センター
8	車両関係	作業車両 (バキュームダンパー車)	台	1	諫早中央浄化センター
9	管調査	TVカメラ	台	1	諫早中央浄化センター
10	管・マンホール使用機材	安全帯	本	1	下水道課
11		複合型ガス検知器	台	1	〃
12		マンホールキー(人孔用)	本	10	下水道課公用車
13		マイナスドライバー	本	5	〃
14		ハンマー	本	2	〃
15		管内点検用ミラー	個	1	下水道課
16	保安機材	バリケード	基	1	下水道課公用車
17		カラーコーン	個	8	〃
18		虎ロープ	巻	2	下水道課
19		規制標識	枚	2	下水道課公用車
20		スコップ	本	5	〃
21		土のう袋	袋	50	下水道課
22		誘導棒	本	7	〃
23		安全ベスト	枚	15	〃
24	前線基地設営機材	折りたたみ机(会議テーブル)	台	10	諫早中央浄化センター
25		折りたたみ椅子	脚	40	〃

**(3) 車両の確認**（下水道課、経営管理課 総務担当）

ア 応急復旧車両

局職員と従事する工事事業者と協議し決定する。

※ 平常時からカーナビゲーションの更新状況を確認すること。

**(4) 宿泊先の確保**（経営管理課 総務担当）

必要に応じ、旅行会社等への依頼を行う。なお、旅館、ホテル等の確保が困難である場合は、着任先の庁舎、施設等への宿泊を検討する（当該庁舎、施設等を所管する自治体に相談する必要がある。）。被災自治体に宿泊先の斡旋を依頼することは、当該事業者にとって過度な負担となるため、極力避ける。

**(5) 緊急通行車両の申請**（経営管理課 総務担当）

緊急通行車両の申請に係る手続きは、総務課が行うものとする。

## 4 着任

**(1) 着任に伴う報告**（支援隊）

現地到着後、経営管理課に着任の報告を行う。

**(2) 下水道対策本部員への指名**

下水道担当部局長が下水道対策本部員として想定されているほか、状況に応じて下水道対策本部員として若干名が指名される可能性がある。

下水道対策本部員となった者は、下水道対策本部長（原則として、被災した区域を所管する都道府県の下水道担当課長）の指揮に従い、必要な業務を行う。

## 5 支援活動

**(1) 着任後の指揮系統**（支援隊）

支援先の下水道対策本部の指揮下に入る。また、下水道対策本部が前線基地（※1）を設置した場合は、前線基地に置かれる現地応援総括者（※2）の指示に従う。

本市が現地応援総括者となった場合は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、複数の支援隊を総括する。

※1 前線基地：下水道対策本部が、被災した自治体と調整の上で、支援隊の受入場所、活動拠点として、現地に設けることができる基地。原則として、被災した自治体の終末処理場等に設置。

※2 現地応援総括者：前線基地を設置した場合に置かれる。

**(2) 毎日の業務報告等**（支援隊）

あらかじめ指定した時間に、現地の状況報告を経営管理課に行う。

経営管理課は、報告を受けた内容を下水道課と協議の上、局内に情報提供する。

## 6 帰任

**(1) 帰任に伴う報告**（支援隊）

帰任する際は、被災自治体の下水道対策本部に報告する。

(2) 引継ぎ（支援隊）

人員（班）の交代を行う場合は、切れ目のない応援を行うために、後任者は前任者が帰任する前に応援先に着任し、必ず応援先にて引継ぎを受ける。また、帰任後は、次々回の後任者に情報提供を行い、スムーズな応援の継続を図る。

引継ぎの項目及びその内容は、おおむね次表のとおり。

項目	内容
資料	応援活動に関する諸資料
日程	目標、スケジュール等
連絡先	被災自治体その他関係機関の担当者、連絡先及び連絡ルール
交通状況	交通情報、災害派遣等従事車両証明書及び通行許可書の使用方法等
資機材及び日用品	標準装備一覧表に基づく消費物、紛失物、不足物及び借用物の整理
資金前渡金等	現金、管理簿等

## 第3章 他下水道事業者からの応援

### 1 発災直後の対応

本市で災害が発生した場合に他自治体から受ける支援は、全国ルールによるものであるため、次表に掲げる災害に応じた動きをとる必要がある。

災害	全国ルールに係る本市の動き
震度6弱以上の地震	長崎県に設置される下水道対策本部（※1）に被災状況を速やかに報告し、必要に応じて役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請する。
震度5強又は震度5弱の地震	被災状況及び全国ルール適用の要否（※2）を長崎県に速やかに報告し、同適用が必要である場合は、支援を要請する。
震度5弱以上の地震以外の災害	被災状況を勘案し、全国ルール適用が必要であると判断（※2）した場合は、長崎県に同適用及び支援を要請する。

※1 下水道対策本部は次の場合に設置される。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

長崎県県民生活環境部水環境対策課

※2 全国ルール適用の要否の判断は、上下水道局長が行う。

#### [下水道対策本部の設置の連絡]

長崎県は、下水道対策本部を設置する場合は、ブロック連絡会議幹事及び地方整備局等を経由して国土交通省水管理・国土保全局上下水道審議官グループに速やかに連絡し、下水道対策本部を設置した場合は、下水道対策本部長は、全国ルール第4条第2項第3号に規定する災害時緊急連絡網に基づき、ブロック連絡会議構成員及び各ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡することとされている。

下水道対策本部長は、国土交通省と総合調整の上、必要と判断した下水道対策本部員へ参集について連絡する。なお、下水道対策本部の設置場所は、長崎県庁舎に設置される。

### 2 応援要請

#### (1) 応援要請のフロー

下水道対策本部（長崎県）が次の調整を行う。

- ①九州ブロック内の他の県に「支援活動可能体制の報告依頼」を行う。
- ②他の県から「支援活動可能体制の報告」を受ける。
- ③支援する自治体に対し「支援体制調整結果の連絡」を行う。
- ④本市は、支援自治体に対し、「応援の要求について（依頼）」（地震対策マニュアル 1.3 様式-④ 第5章巻末資料P26）により災害対策基本法第67条、第68条又は第74条等による応援要求を行う。

※参考として、次ページに「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）

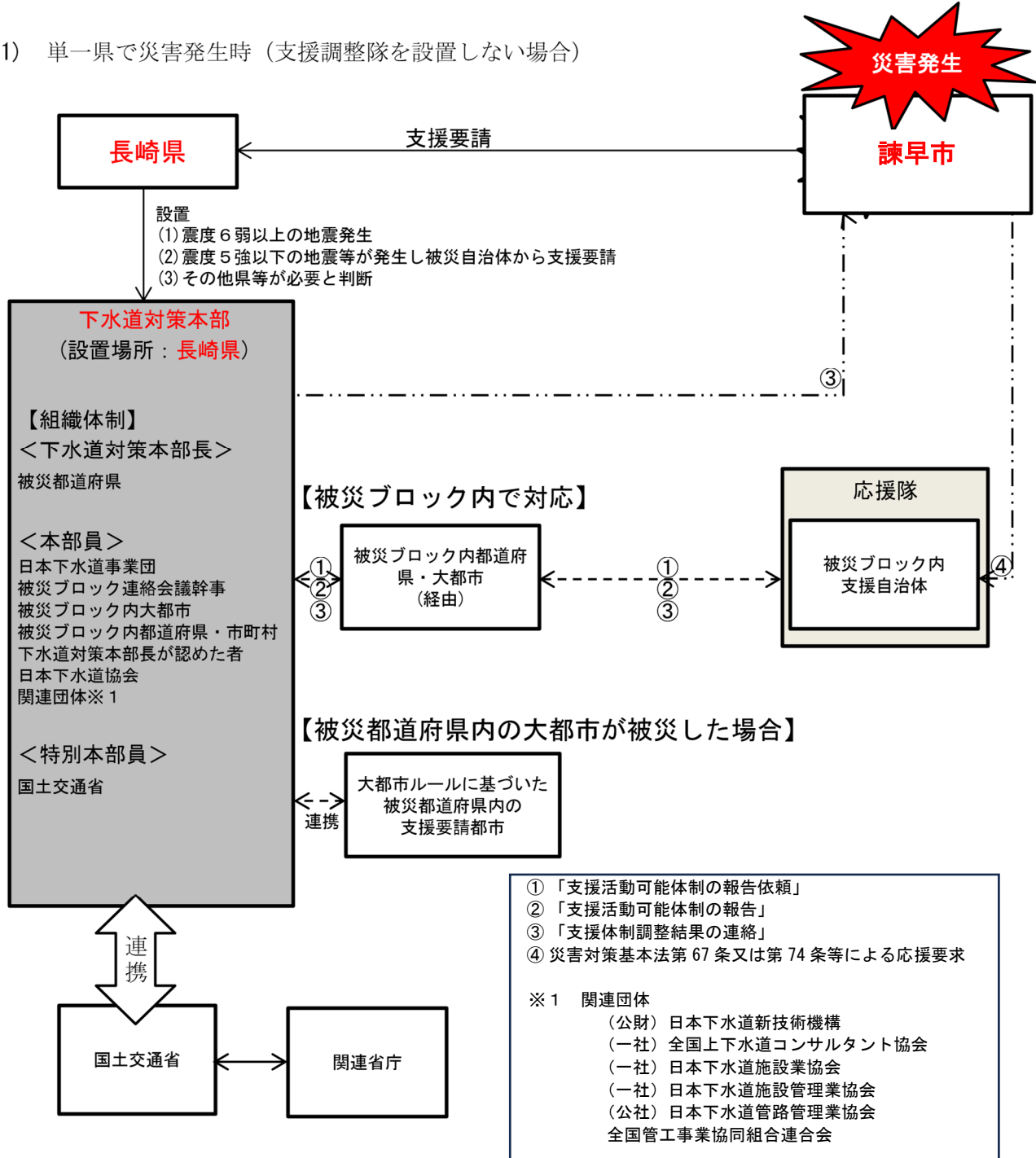
(参考資料-1) を添付する。

(2) 応援要請の方法

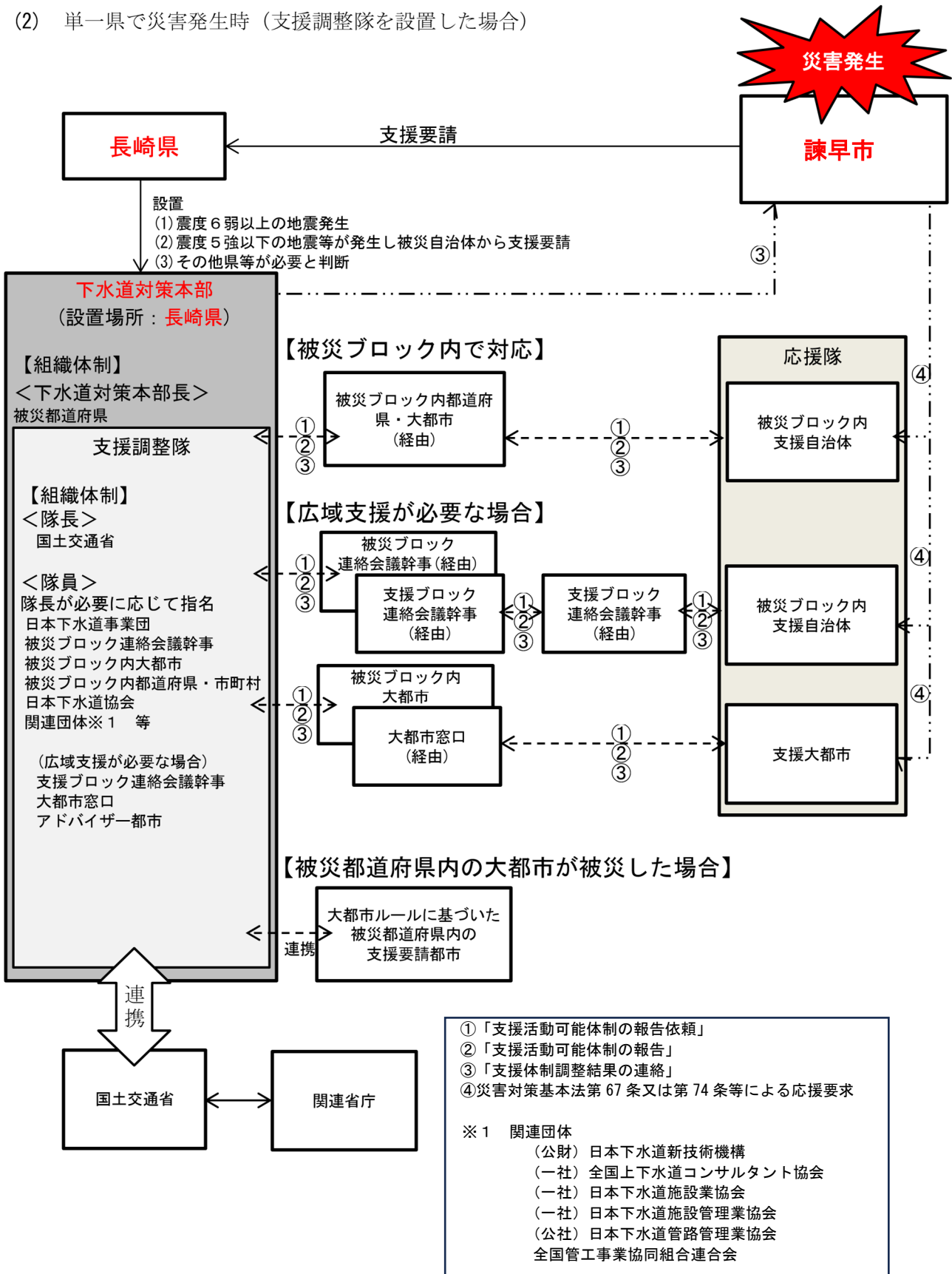
応援要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はFAX等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

参考資料-1 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）

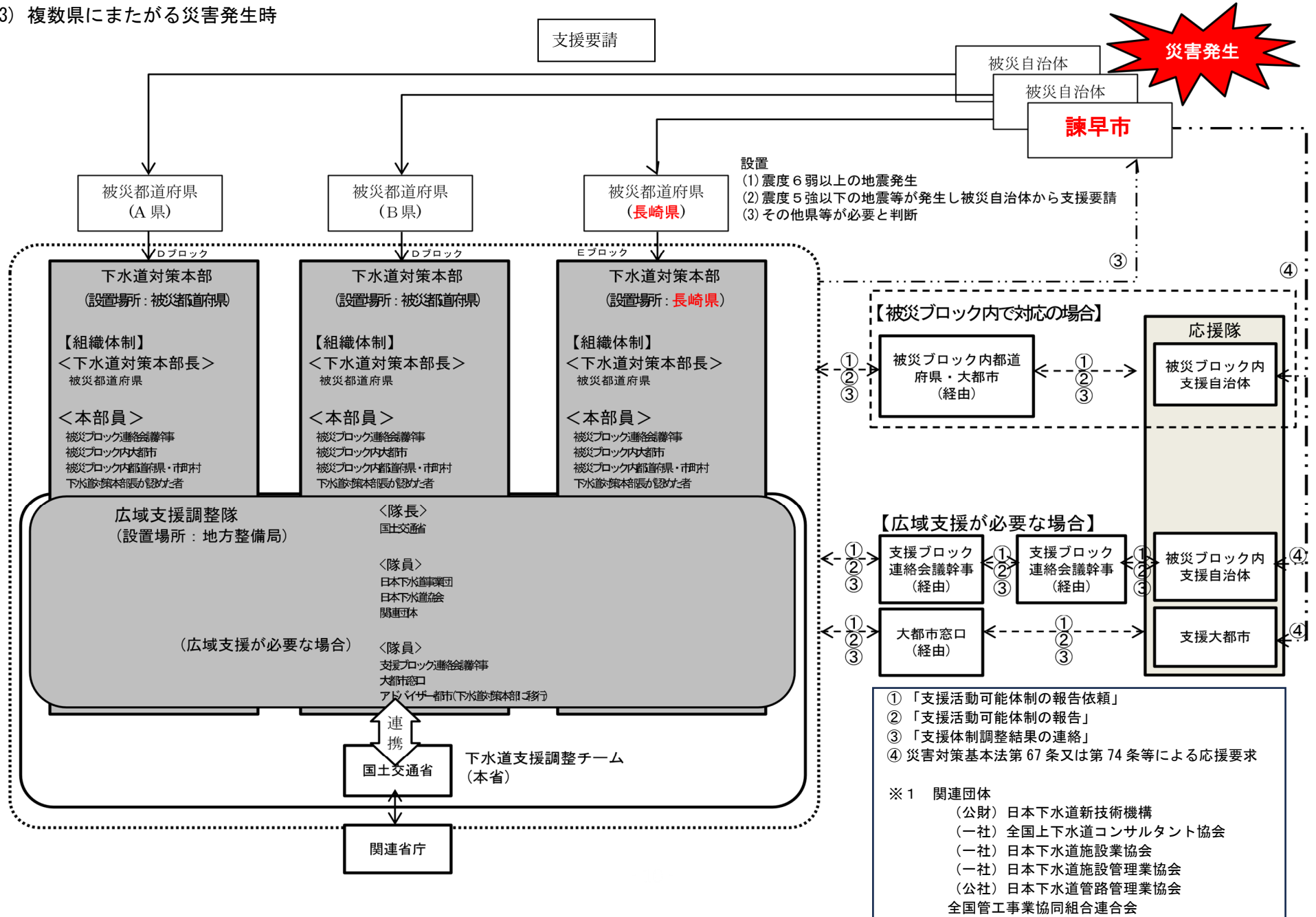
(1) 単一県で災害発生時（支援調整隊を設置しない場合）



(2) 単一県で災害発生時（支援調整隊を設置した場合）



(3) 複数県にまたがる災害発生時



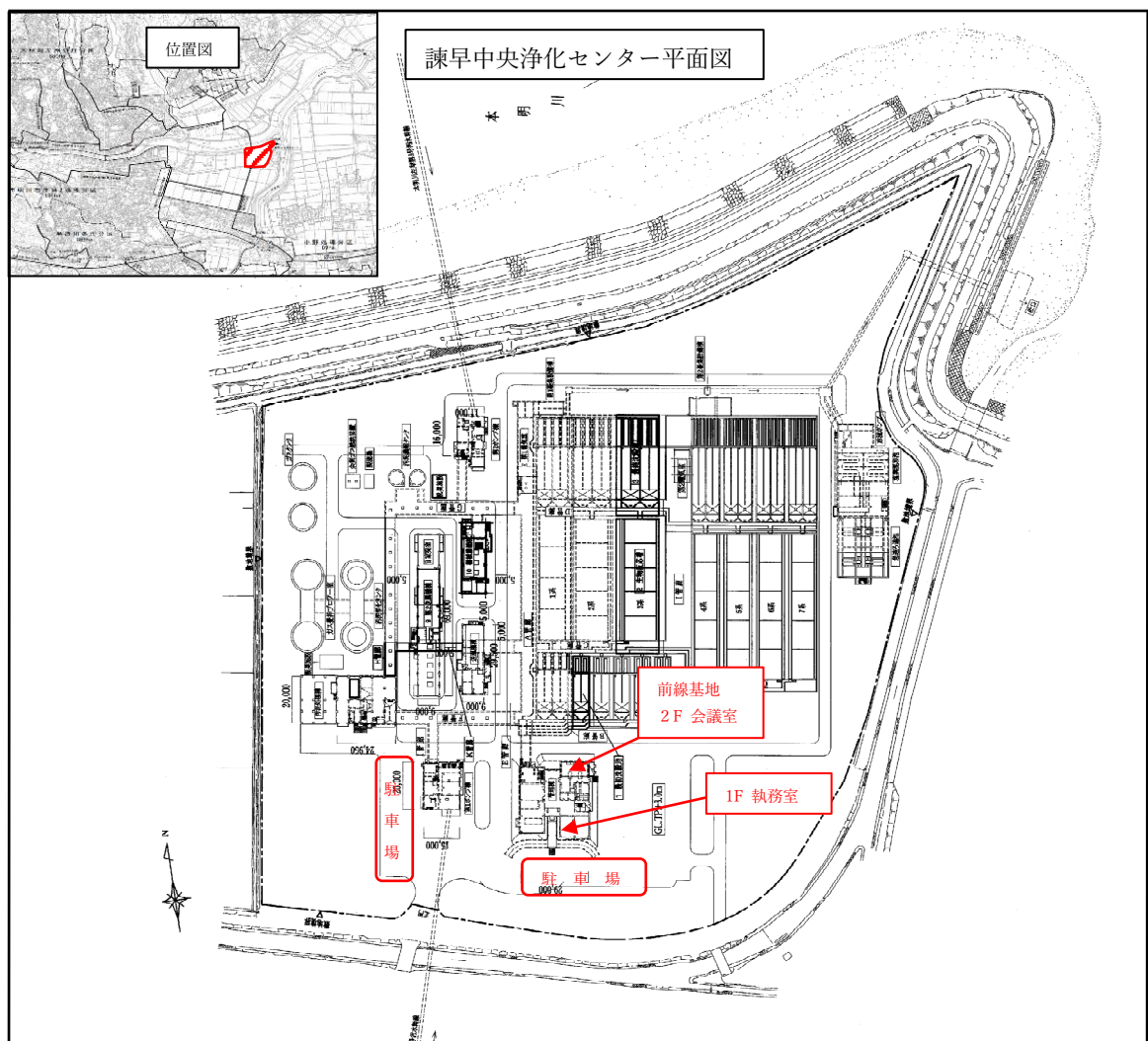
### 3 前線基地の設置等

広域支援が必要な場合において、本市と下水道対策本部と調整の上、支援可能な自治体からの応援人員（以下「応援隊」という。）の受入場所、活動拠点として前線基地を設けることができることとされている。

#### ア 前線基地として提供可能な施設の報告

前線基地は、本市と下水道対策本部と調整した上で決定することとされているため、前線基地として提供可能な施設として諫早中央浄化センターを下水道対策本部に報告する（下水道 総務班）。

（例）参考：諫早中央浄化センターを活用する場合のイメージ



#### イ 前線基地における情報提供

本市は、前線基地を設置することとなった場合には、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。

#### ウ 応援隊の受入のための受援窓口の設置

被災状況の把握後、長崎県から本市（下水道 総務班）に、支援可能な自治体による支援体制調整結果（人員、提供可能緊急資機材の数量等）について報告があるため、本市は、応援隊の受入れのため、受援窓口を設置する。

## 4 上下水道局災害対策本部等の役割

上下水道局災害対策本部は、応援要請を行った場合は、応援隊を円滑に受入れるため受援窓口を諫早中央浄化センターに設置し、受援窓口は、受入れ後も応援隊が行う活動の支援を行う。

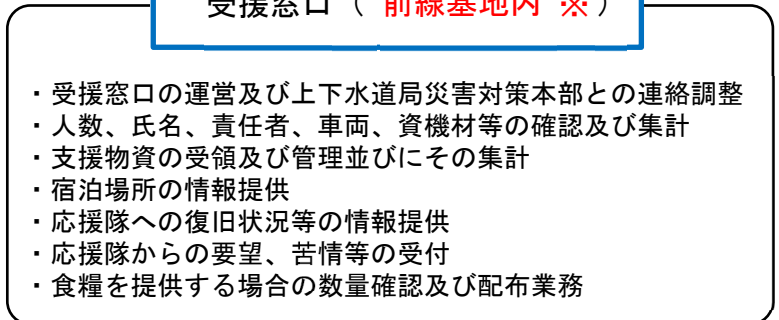
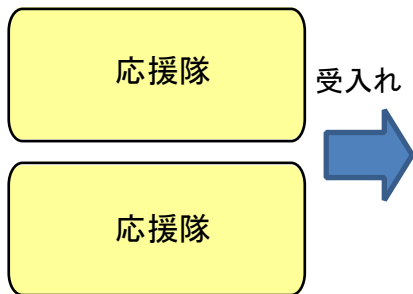
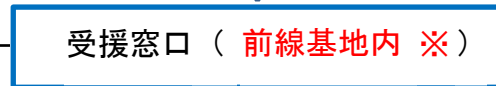
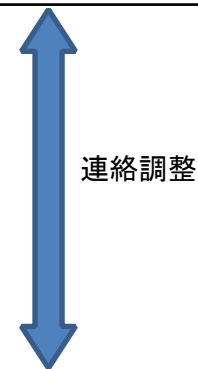
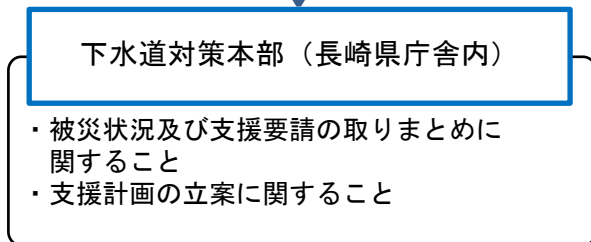
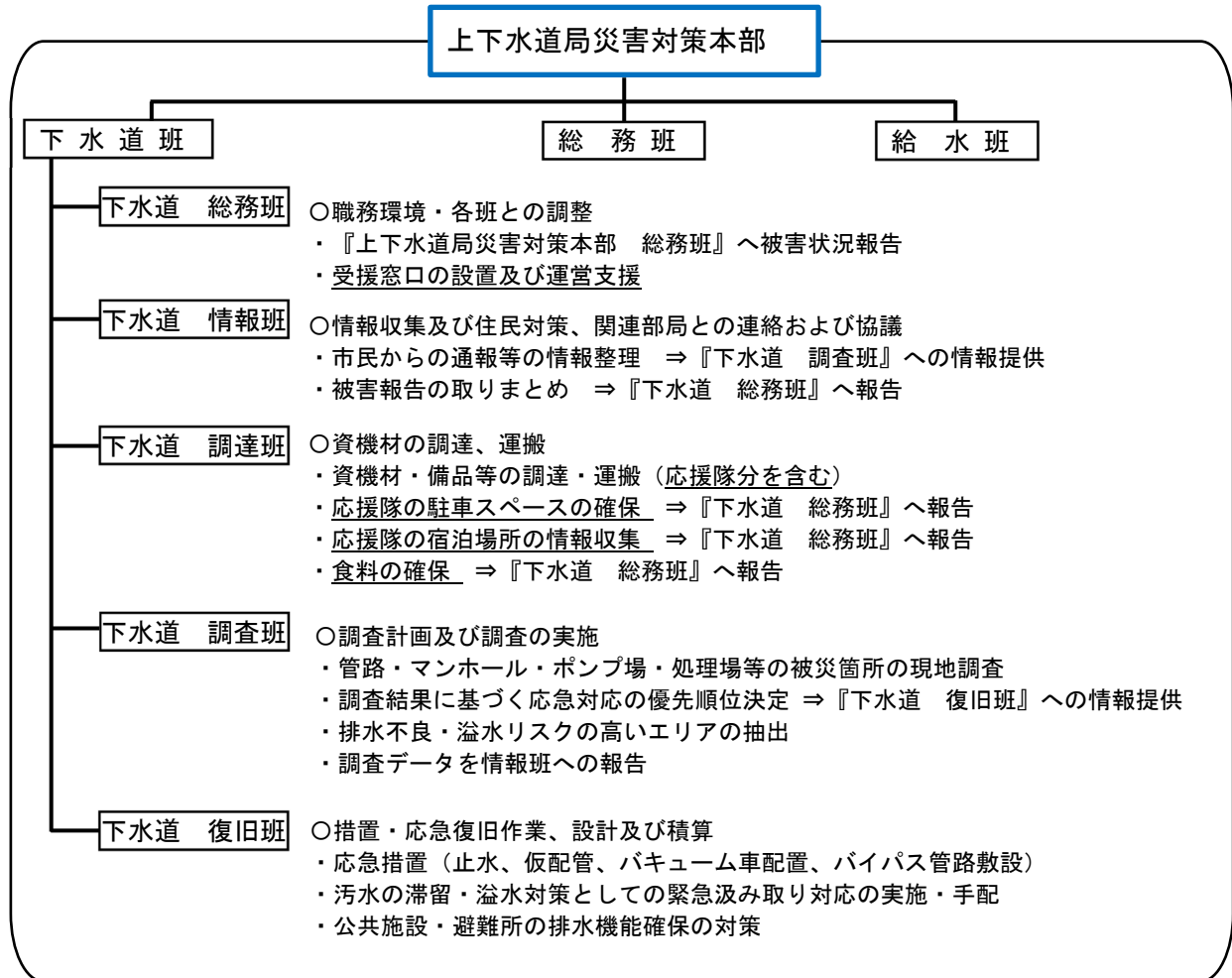
上下水道局災害対策本部は、長崎県庁舎に設置される下水道対策本部と連携し、復旧計画の策定等を行う。

また、前線基地を設置する場合は、応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、現地応援総括者（※）を置くこととされており、本市が当該役割を担う場合がある。

※ 現地応援総括者は、国土交通省と総合調整の上、被災自治体に設置された前線基地において、リーダーとして現地の応援を円滑に行い、下水道対策本部と綿密に連絡調整する役割を担う。

- ・新潟県中越地震では、広範囲な被害に対し、3 地区に部隊を割り振り、それぞれに大都市がリーダーとなって支援・応援にあたった。
- ・東日本大震災では、広域支援が必要であったため、被災県内に下水道対策本部が設置され、支援を受けた被災自治体内に前線基地が設置され、被災自治体が現地応援総括者機能を担い下水道対策本部と連絡調整を行った。
- ・熊本地震では、下水道対策本部が設置された地域を中心とした被害であったため、前線基地は設置されなかった。

[上下水道局災害対策本部等の役割]



※前線基地には現地応援総括者が配置される。

## 5 受援窓口の設置準備及び運営支援

### (1) 受援窓口の設置場所及び体制（下水道 総務班、下水道 復旧班）

設置場所は、諫早中央浄化センター2階会議室とし、その旨を下水道対策本部（長崎県水環境対策課）に連絡する（受援窓口が応援隊の集合場所であることも必ず伝えること）。

受援窓口の配置人員は、下水道 総務班から3名程度、下水道 復旧班から2名程度とする。災害の規模が大きい場合は、必要に応じて増員を行う。

なお、現地応援総括者が配置され、本市がその役割を担う場合は、上記の職員以外に課長補佐級以上の職員を1名充てるものとする。

### (2) 備品等の準備（下水道 調達班）

受援窓口に必要な備品等を次表のとおり備える。

地図、配管図、ホワイトボード（※）、電話、FAX、パソコン、プリンター、インターネット環境
---

※1 ホワイトボードにて情報共有すべき内容は、本市全体の調査区分図、各調査エリアの人員配置、調査の進捗状況等。

なお、パソコンや通信機器などの事務機器は、可能な限り応援隊による自己携行を依頼する。但し、応援期間中に急遽必要になった場合などには、局において提供可能なものがあれば提供する。

また、本市市域内で使用するにあたり免許取得が必要なトランシーバー等の通信機器については、事前に免許の取得をお願いする。

### (3) 駐車スペースの確保（下水道 調達班）

駐車スペースについては、前線基地を基本とするが、災害の状況により不足する場合には臨機応変に対応する必要があることから、別の場所の確保を行う。なお、局所有以外の各施設の敷地を利用する場合は、所管する課に依頼する。

### (4) 宿泊場所の情報収集（下水道 調達班）

宿泊場所は、被災状況により提供できない事態が想定されるため、できる限り応援隊において確保されるよう依頼する。

着任した応援自治体の宿泊場所が決まっていない場合は、ホテル、旅館等を紹介するが、空きがない場合も考えられる。

その場合は、市所有の庁舎のうち、執務スペースとして使用していない場所を宿泊場所としての活用を各施設の所管課に依頼し、必要に応じて寝具レンタル業者に寝具のレンタルを発注する。

### (5) 食糧の確保（下水道 調達班）

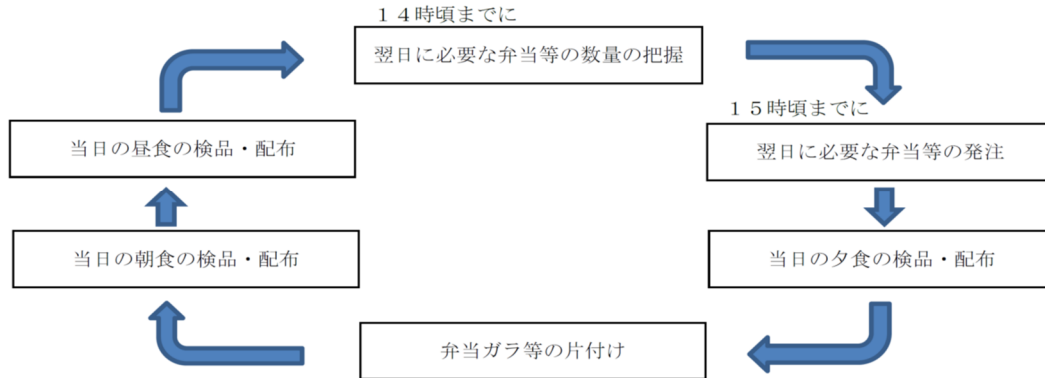
被災状況により提供できない事態が想定されるため、できる限り応援隊において確保するよう依頼するが、被害の状況により、食糧の確保が困難な場合は、下水道 調達班において確保・提供できるように努めるものとする。

参考として「熊本地震の際の食糧の供給方法」を添付する。（参考資料－2）

## 参考資料－2 熊本地震の際の食糧の供給方法

食糧の確保が困難な場合において、応援水道事業体（管工事組合等の工事事業者を含む。以下この号において同じ。）が局施設にいる時間及び応急活動に従事している時間に要する食糧は、本市で準備する。

食糧の供給のために行うべき毎日のルーティン作業の例を次のとおり掲げる。



### ア 翌日に必要な弁当等の数量の把握（前日の14時頃までに）

応急給水隊及び応急復旧隊のそれぞれで、翌日に必要となる弁当等の数量を応援水道事業体ごとに把握する。応急給水隊又は応急復旧隊ごとの把握を幹事水道事業体に依頼するか、日水協各地方支部ごとの把握を各地方支部長に依頼すると効率が良い。

### イ 翌日に必要な弁当等の数量の合計を食糧供給業者に発注（前日の15時頃までに）

アで把握した朝食・昼食・夕食ごとの数量の合計（※1）を、食糧供給業者（弁当調理販売業者等）に発注する。

※1 本局の備蓄食糧が尽き、かつ、コンビニエンスストア等の営業状況により、本局職員においても各自で食糧を調達することが困難である等の場合は、局職員に必要な弁当等の数量も含む。

### ウ 納品された弁当等の検品・配布（随時）

納品された弁当等の数量を確認し、応急給水隊及び応急復旧隊の区分ごとに次のとおり配布する。

#### (ア) 応急給水隊

朝食は、受援窓口にて配布する。昼食及び夕食は、応急給水活動の拠点に配達する必要がある。配達には相当の時間を要するため、可能な限り民間委託を行う（特に、市内全域に配達する必要がある場合は、地区ごとに配達を分担することが望ましい。）。

#### (イ) 応急復旧隊

受援窓口にて配布する。

### エ 弁当のガラ等の片付け（随時）

配布する弁当等の量によっては、各フロアのごみ箱、ごみ袋等から弁当ガラ等が溢れ出す場合がある。その場合には、随時弁当ガラ等の回収を行う。回収は、食糧供給業者に対応をお願いする。

※衛生面に十分注意し、長時間放置、ビニール手袋の着用等について保健所等の指導を仰ぐこと。

## 6 受援窓口の運営

受援窓口では、次の業務を行う。

### (1) 受援窓口における応援隊の受入れ

ア 人数、氏名、責任者、車両（カーナビゲーションの有無含む。）、資機材及び宿泊場所の確認及びその集計のため、応援隊に「応援隊の受入票」（様式は次ページに掲載。）を記入してもらい、これを受理する。

イ アにより受理した報告書の写しを、上下水道局災害対策本部へファックス又はメールで送付する。

### (2) 情報の提供

応援隊に円滑に応援活動をしてもらうためには、復旧状況等に関するタイムリーな情報を逐一提供することが不可欠である。したがって、上下水道局災害対策本部内で共有した復旧状況等に関するタイムリーな情報を、紙媒体や庁内放送等により逐一提供を行う。

※ 情報提供すべき主な内容は、次のとおりである。

- ・本市全体の調査区分図、各調査エリアの人員配置、調査の進捗状況、現地への交通アクセス状況、資機材リスト（マンホール蓋開器具等）、被災状況、下水道台帳（紙ベースを複数用意）等

### (3) 要望、苦情等の受付

庁舎内の宿泊スペース、打合せスペース、駐車スペース等、食糧の供給等に関する要望及び苦情等を受け付け、受け付けた内容に応じ上下水道局災害対策本部と協議しながら対応する。

## 応援隊の受入票

受付日	年 月 日	支援予定期間	月 日 ~ 月 日
-----	-------	--------	-----------

## ○応援隊概要

都市名		班数	班	車両総数	台
宿泊先					
持参機材					

## ○班構成

	氏名	携帯電話番号	備考
班長			
班員			
班員			
班員			

	氏名	携帯電話番号	備考
班長			
班員			
班員			
班員			

	氏名	携帯電話番号	備考
班長			
班員			
班員			
班員			

## 7 応急活動

応援隊の調査の内容に関するサポートは及び下水道 **調査班**が担い、その内容は調査の種類ごとに次のとおりとする。

また、硫化水素の発生等事故のリスクがあることに留意するほか、作業上の留意点（雨天時の作業ルール（※1）、緊急時の対応（緊急時連絡体制の周知等）等）を事前に調整し、応援隊に周知する。

※1 雨天時の作業ルール

項目	内容
大雨・洪水注意報	管径 φ250 を超える路線については作業休止（マンホール調査を含む。）
大雨・洪水警報	作業休止（マンホール調査を含む。）

### (1) 一次調査（マニュアル様式※ 4. 4. 1～4. 4. 3 第5章巻末資料 P27～30）

「諫早市公共下水道業務継続計画」に基づき対応する。

毎日の調査結果については、上下水道局災害対策本部へ報告を行う。

※日本下水道協会「下水道の地震対策マニュアル」参考編

#### [調査の方法]

二次調査の必要性の判断や、復旧計画の立案に必要な情報を得ることを目的とし、原則として地上からの目視及び計測である。調査結果については、指揮者（下水道対策本部（前線基地が設置された場合は、前線基地に置かれる現地応援総括者）。次号において同じ。）に毎日報告する。

一次調査の調査項目は、次表のとおり。なお、調査にあたり、現地にマーキングをすると、写真記録の整理において分類が容易となるほか、伝達も容易となる。

調査項目
○マンホール及び管きょ周辺の路面の異常の有無 路面状況の異常⇒沈下、陥没、隆起、亀裂、段差、噴砂、噴水、波打ち等
○マンホール及び圧送管（特に、水管橋管路部）からの下水の流出の有無
○管路内への危険物（ガス、石油等）の流入の有無
○マンホールの異常の有無 マンホール蓋、蓋受枠のずれ、破損 マンホール内側壁のずれ、破損 インバートのずれ、破損 土砂堆積及び流下状況
○管路の異常の有無 マンホールと本管の接続部のずれ、破損 本管のマンホール内への突出し、拔出し 本管内の土砂堆積及び水深
○取付け管、ます等の異常の有無 取付け管の異常（突出し、破損、圧壊） ますの異常（漏水、亀裂、ずれ）

**(2) 二次調査**（マニュアル様式 4. 6. 1～4. 6. 9 第5章巻末資料 P31～P40）

一次調査の結果の判定や、市民等から寄せられた情報をもとに二次調査の範囲を決定し、調査説明会を行う。

調査には本市からも各班につき1名同行することが望ましいが、班数が増え対応できない場合は、4班に1名程度応援隊をサポートする者を配置する。

各班の毎日の調査結果について、下水道対策本部を通じて報告を受ける。

**[調査の方法]**

本復旧工事を実施するか否かの判断、復旧工事の数量、復旧工法の決定、災害査定用資料の作成のための必要な情報を得るために行う。調査結果については、指揮者に毎日報告する。

災害査定資料作成をスムーズに進めるため、設計コンサルタントとの情報共有を行う。

**ア 調査方法**

管路の調査方法は、直接探査法と間接探査法に分類されるが、被害箇所、被害形態、程度の特定制を行うことから、原則として直接探査法を採用する。

直接探査法には、目視による被害箇所の把握、メジャー等による被害程度の測定、TVカメラによる管内調査等があるので、現地の被害状況等から調査方法を選定する。

**イ 調査範囲**

原則として、2基のマンホール間を1スパンとする2次調査対象の全スパンで調査を実施する。

なお、広範囲に渡り著しい被害が発生したことにより被災都市が調査の簡素化を要望し、国土交通省がこれを認めた場合には、調査が簡素化（※）されることがある。

※ 例：連続する5スパンにつき最低1スパン程度TVカメラ調査を行う。TVカメラ調査を実施しないスパンについては、復旧工事を行う起終点を含む全景、マンホール内部の滞水状況、マンホールの突出状況、道路の沈下状況等の写真及び測量による調査を行う。

**ウ 調査項目**

管渠内カメラ調査においては、管きよ破損及び接続部のずれ、たるみ、勾配等の確認を行う。

マンホール調査においては、マンホールの破損及びずれの確認を行う。

**(3) 災害査定資料作成**

災害査定の準備や査定受検の際の補佐を行う。災害査定は、被災後2か月以内に実施することを原則とし、遅くとも3か月以内に実施できるよう努め、スケジュールに合わせた支援を行う。

**(4) 応援隊の帰任****ア 応援隊の帰任に伴う報告**

応援隊が帰任する際は、受援窓口へ報告する。

報告を受けた受援窓口は、6の(1)アで提出されている「応援隊の受入票」に報告を受けた旨を記載し、上下水道局災害対策本部にファックス又はメールで送付する。

**イ 後任の人員又は班の受付等**

帰任する応援隊が後任との交代を行う場合は、後任の人員又は班について、改めて受付等を行う。

## 第4章 局内の支援

### 1 基本的な考え方

災害時には、各課で行わなければならない業務量が膨大となることから、他自治体からの応援以外にも、民間委託の活用及び局内の職員の調整により、本局の職員に対して適切な支援を行う必要がある。

なお、災害時における業務委託は、基本的には、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当し、随意契約によるものとする。

### 2 各班・各課の相互応援

災害の状況によっては、各班間又は各課間において業務量が大きく均衡を失う場合がある。その場合においては、各班間又は各課間で応援を行う必要があるが、その際は、上下水道局災害対策本部内部会議の中で総務班長（経営管理課長）が調整を行う。

この場合においては、応援を受ける班又は課の班長又は課長が、応援が必要な業務、人数及び見込み期間を明らかにしなければならない。

### 3 市民からの電話への対応

大規模な災害が発生した場合、苦情や問合せ等の電話が殺到し、その対応に追われることから、初動態勢の構築に支障をきたし、応急活動の着手が遅れることが想定される。そのため、一般行政部局の災害対策本部での対応を基本としながらも、コールセンターの活用や局内の応援体制を速やかに行う必要がある。

市民からの電話は、原則として経営管理課（外線からつながる電話台数4台）の電話を災害問い合わせ窓口として受電するが、不足する場合は、他の課の電話においても受電できるよう、総務部総務課に依頼を行う。

#### (1) 局における対応

局内では下水道 情報班 において対応するが、電話による受付を行う職員が不足する場合は、局内他課から必要な職員数の応援を行う。

#### (2) 専用コールセンターの設置の検討

熊本地震では熊本県外（東京都）に専用コールセンターが設置された。参考として「熊本地震の際のコールセンターの委託の実施」を添付する。（参考資料-3）

【参考：多くの問い合わせが想定される項目】

- ・いつになったら下水道が復旧するのか。
- ・どの範囲で下水道が使えないのか。
- ・排水口から水が流れない。
- ・ますから汚水があふれている。
- ・マンホールから下水があふれている。
- ・各種問い合わせ先 など

### 参考資料－3 熊本地震の際のコールセンターの委託の実施

#### コールセンターの設置

##### (1) 早い段階での設置の検討

大規模な災害が発生した場合、苦情や問合せ等の電話が殺到し、その対応に追われることから、初動態勢の構築に支障をきたし、応急活動の着手が遅れることが想定される。

その場合は、早い段階で、民間委託によるコールセンターの設置の検討を行う。コールセンター設置の決定は、上下水道事業管理者が行う（設置の検討及び設置に係る事務は、総務課が担当する。）。

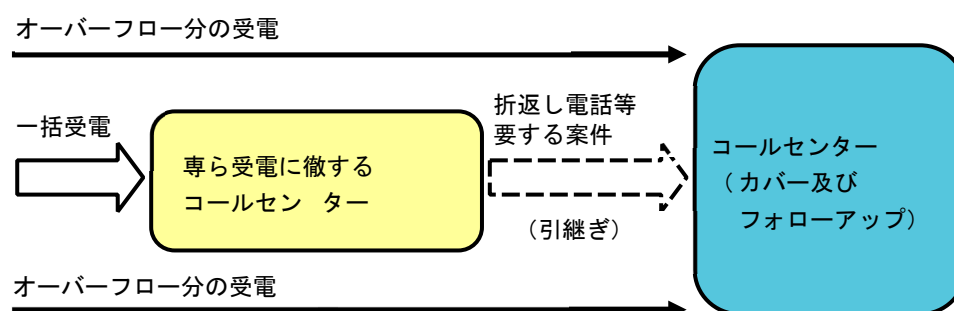
##### (2) コールセンターの委託の実施

コールセンターの受託が可能な業者を選定し（※）、委託の実施を相談する。

総務課と関係課（計画調整課、下水道整備課、水相談課、管路維持課及び水再生課）とで仕様書を作成し（作成するいとまがない場合は作成を省略）、電話、メールその他の連絡手段又は直接の面会により打合せを行う。

コールセンターは、専ら受電に徹するものと、折返しの電話等が必要な案件についての引継ぎ対応（フォローアップ）とは、それぞれ別で委託を行うことが望ましい。

また、専ら受電に徹するコールセンターのオーバーフロー分（ビジー状態で繋がらない場合に他の電話番号（おもに水相談課、経営企画課等）にかかってくる分）の対応（カバー）も、専ら受電に徹するものとは別で委託することが望ましい。



※ 平成28年熊本地震の際は水道に係るコールセンターを設置したが、その委託先は次のとおりである。

- 水が出ない方専用コールセンター：ソフトバンクモバイルサービス（株）
- コールセンター（カバー及びフォローアップ）：（株）アドルーム

## 4 その他の民間委託等

大規模災害により業務量が特に膨大となった場合は、民間委託が可能なものについて、コールセンター以外においても極力民間業者の力を活用し、本局職員のマンパワーを応急活動及び全体のマネジメント業務に集中できるようにすることが肝要である。

※参考として、熊本地震の際に実施した委託を次のとおり掲載する。

業務内容	参考：平成28年熊本地震における委託先
局庁舎の駐車場整理	(株) アドルーム
料金課の電話対応の補助	第一環境 (株) 九州沖縄支店
下水道使用料等減額措置に係る調停更正	(株) アド・スーパー・ブレーション
必要な物資の配達	(株) 熊本流通情報センター、(公社) 熊本県トラック協会 (※)

※災害救援に必要な生活必需品等の輸送業務について、本市と協定を締結している。

- (公社) 熊本県トラック協会

## 第5章 巻末資料

下水道の地震対策マニュアル参考編資料のうち、本マニュアルに基づく支援・受援を行うに当たり必要な様式は、概ね次表に掲げるとおりである。

名称	区分	概要	頁
1.3 様式-② 支援活動可能体制の報告について (回答)	支援	県を通じた報告依頼に対し提出	24
1.3 様式-④ 下水道施設復旧のための応援の要求 について (依頼)	受援	支援体制調整結果を受け応援要請文書を提出	26
4.4.1 一次調査確認表その1・その2	支援 受援	一次調査の留意点及び準備機材の確認	27
4.4.2 マンホールの一次調査表	支援 受援	各班によるマンホールの一次調査の記録	29
4.4.3 一次調査 出来高管理用日報	支援 受援	各班による一次調査の出来高の日報	30
4.6.1 二次調査確認票その1・その2	支援 受援	二次調査の留意点及び準備機材の確認	31
4.6.2 マンホールの二次調査票	支援 受援	各班によるマンホールの二次調査の記録	33
4.6.3 本管用調査記録表 (二次調査用)	支援 受援	各班による本管の二次調査の記録	34
4.6.4 二次調査工程表	受援	二次調査の工程の総括	35
4.6.5 二次調査日報集計表	受援	二次調査の日報の総括	36
4.6.6 二次調査班別集計表	支援 受援	各班の二次調査期間における活動の記録	37
4.6.7 二次調査作業日報	支援 受援	各班による二次調査の作業の日報	38
4.6.8 調査総括表	支援 受援	各班による二次調査の出来高の総括報告	39
4.6.9 マンホール調査 被害箇所集計表	支援 受援	マンホール調査による被害箇所の集計	40

注：様式の番号は、「下水道の地震対策マニュアル参考編資料」の様式の番号を引用している。本マニュアルでは必要な様式のみ掲載していることから、飛び番となっていることに留意。

調査票については一例であり、自治体ごとに異なる可能性があるため、被災地において臨機応変に対応する。

(様式一②)：支援活動可能体制の報告について (回答) 非公式文書)

令和 年 月 日

◇◇ブロック連絡会議幹事 ◇◇県下水道課長  
大都市窓口都市 ■■市下水道局長 様

▲▲市下水道局長

支援活動可能体制の報告について (回答)

令和 年 月 日により依頼のありました標記について、別紙のとおり報告します。

別紙「支援活動可能体制の報告」

連絡先 ▲▲市下水道局

TEL

FAX

メールアドレス

(様式一② 別紙)

## 支援活動可能体制の報告

### 1 支援期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

### 2 支援要員

土木職 名

機械職 名

電気職 名

### 3 支援資器材

(1) 車両 台

(2) TVカメラ車 台

(3) その他資器材

・  
・  
・

(様式一④)：応援の要求について (依頼) ☆☆市の公式文書)

☆☆第 号  
令和 年 月 日

★★市長 様

△△県☆☆市長  
(公印省略)

□□災に伴う下水道施設復旧のための応援の要求について (依頼)

□□災の発生に伴い、当町において下水道施設に甚大な被害が発生しました。

つきましては、貴市に災害対策基本法第67条、68条及び第74条等※、並びに「下水道事業における災害時支援に関するルール」等の規定の基づき、応援の要求をいたします。

なお、詳細については、別途協議いたします。

※災害対策基本法の適用条文による

連絡先 △△県☆☆市

TEL

FAX

メールアドレス

表 4.4.1(1) 一次調査確認表その1

調査方法
<input type="checkbox"/> 目視及びメジャー等による平易な計測

調査の留意点
<input type="checkbox"/> 道路損傷の有無及び程度
<input type="checkbox"/> マンホールの浮上，沈下の有無及び程度，ならびにマンホールの蓋，枠の損傷の有無及び程度
<input type="checkbox"/> マンホール壁面被害の有無及び程度
<input type="checkbox"/> マンホール内の滞水の有無及び程度
<input type="checkbox"/> マンホール内の土砂堆積の有無及び程度
<input type="checkbox"/> 緊急対応必要箇所の有無及び程度
<input type="checkbox"/> 鉄蓋のゆがみ等で迅速な開閉ができないところは二次調査対象
<input type="checkbox"/> 斜面崩壊等の大規模道路被害
<input type="checkbox"/> 管の蛇行，たわみの有無
<input type="checkbox"/>

表 4.4.1(2) 一次調査確認表その2

調査に用いる用具

一次調査時の準備機材チェックリスト(案)			
必ず準備すべきもの		準備しておくと便利なもの	
現地調査用準備機材等		現地調査用準備機材等	
点検用書類等		点検用書類等	
<input type="checkbox"/>	野帳	<input type="checkbox"/>	住宅地図
<input type="checkbox"/>	一次調査記録表	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	下水道台帳(コピー)	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	緊急連絡先リスト	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
調査用機材		調査用機材	
<input type="checkbox"/>	スタッフ	<input type="checkbox"/>	ポール
<input type="checkbox"/>	コンベックス	<input type="checkbox"/>	灯光器
<input type="checkbox"/>	マンホール開閉器	<input type="checkbox"/>	ロッド
<input type="checkbox"/>	点検用ミラー	<input type="checkbox"/>	リボンロッド
<input type="checkbox"/>	大型懐中電灯(電池含む)	<input type="checkbox"/>	水平器
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	巻尺
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
調査用安全機器		調査用安全機器	
<input type="checkbox"/>	ヘルメット	<input type="checkbox"/>	ガス検知器
<input type="checkbox"/>	安全靴	<input type="checkbox"/>	呼吸用保護具
<input type="checkbox"/>	ラジオ	<input type="checkbox"/>	送風機
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	安全帯
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	はしご
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	落下防止ネット
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	命綱
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
記録用器具		記録用器具	
<input type="checkbox"/>	筆記具(濡れても書けるもの)	<input type="checkbox"/>	カラスプレー
<input type="checkbox"/>	デジタルカメラ	<input type="checkbox"/>	電池、バッテリー(デジカメ用)
<input type="checkbox"/>	黒板	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	チョーク・石筆	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
交通規制用機材		交通規制用機材	
<input type="checkbox"/>	バリケード	<input type="checkbox"/>	規制標識
<input type="checkbox"/>	カラーコーン	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	ロープ	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
通信機器・その他		通信機器・その他	
<input type="checkbox"/>	携帯電話	<input type="checkbox"/>	インターネット接続機器
<input type="checkbox"/>	健康保険証のコピー	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
データ整理用機材等		データ整理用機材等	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	



表 4.4.3 様式例 一次調査 出来高管理用日報 (例)

自治体名					
調査場所					
調査年月日	令和 年 月 日( )	天候			構成人員
調査班名		記入者名			
調査内容					
一次調査 【今回調査】	実施延長(km)	本日	km(                    m)	累計	km(                    m)
	実施スパン数	本日	km(                    m)	累計	km(                    m)
二次調査	実施延長(km)	本日	km(                    m)	累計	km(                    m)
	実施スパン数	本日	km(                    m)	累計	km(                    m)
備考					

表 4.6.1(1) 二次調査確認表その1

調査方法
<input type="checkbox"/> 原則としてTVカメラにより調査する。

調査の留意点
<input type="checkbox"/> 口径 800mm 未満と以上の手法の違い
<input type="checkbox"/> 吸引車, 高圧洗浄車の確保 (※権限委譲された民間団体が行う場合もある。)
<input type="checkbox"/> 吸引汚泥の投棄場所の確保
<input type="checkbox"/> マンホールの浮上, 沈下の有無, ならびにマンホールの蓋, 枠の損傷の有無
<input type="checkbox"/> マンホール内の滞水の有無, 壁面被害の有無
<input type="checkbox"/> 緊急対応必要箇所の有無
<input type="checkbox"/> 斜面崩壊等の大規模道路被害
<input type="checkbox"/> 水準点高さの確認

表 4.6.1(2) 二次調査確認表その2

二次調査時の準備機材チェックリスト(案)			
現地調査用準備機材等			
二次調査用書類等			
<input type="checkbox"/>	野帳		<input type="checkbox"/> 住宅地図
<input type="checkbox"/>	緊急連絡先リスト		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
二次調査用機材			
<input type="checkbox"/>	TVカメラ車		<input type="checkbox"/> 高圧洗浄車
<input type="checkbox"/>	給水車		<input type="checkbox"/> 吸引車
<input type="checkbox"/>	コンベックス		<input type="checkbox"/> スタッフ
<input type="checkbox"/>	マンホール開閉器		<input type="checkbox"/> 大型懐中電灯(電池含む)
<input type="checkbox"/>	測量機器		<input type="checkbox"/> 巻尺
<input type="checkbox"/>	ポール、ロッド、リボンロッド		<input type="checkbox"/> スタッドレスタイヤ・タイヤチェーン(冬季)
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> スコップ
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
調査用安全機器			
<input type="checkbox"/>	ガス検知器		<input type="checkbox"/> 送風機
<input type="checkbox"/>	呼吸用保護具		<input type="checkbox"/> 安全帯
<input type="checkbox"/>	はしご		<input type="checkbox"/> 命綱
<input type="checkbox"/>	落下防止ネット		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
記録用器具			
<input type="checkbox"/>	筆記具(濡れても書けるもの)		<input type="checkbox"/> カラースプレー
<input type="checkbox"/>	TVカメラ		<input type="checkbox"/> 電池、バッテリー(デジカメ用)
<input type="checkbox"/>	デジタルカメラ		<input type="checkbox"/> チョーク・石筆
<input type="checkbox"/>	黒板		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
交通規制用機材			
<input type="checkbox"/>	バリケード		<input type="checkbox"/> ロープ
<input type="checkbox"/>	規制標識		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
通信機器・その他			
<input type="checkbox"/>	携帯電話		<input type="checkbox"/> 携帯電話充電アダプター
<input type="checkbox"/>	健康保険証のコピー		<input type="checkbox"/> データ整理用パソコン
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
データ整理用機材等			
<input type="checkbox"/>	ノートパソコン		<input type="checkbox"/> 文房具
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

表 4.6.2 マンホールの二次調査票

調査自治体		調査会社		調査班					
調査日時		令和 年 月 日 時		記録者					
調査ブロック		処理分区		図面メッシュ					
マンホール 道路情報	マンホール番号	マンホール深		m		GPS E=		N=	
	マンホール識別	0号・1号・2号・その他( ) 組み立て・現場打ち							
	道路種別	国道・県道・市町村道・私道・その他( )						管理者	
	占用位置	緊急路等の重要路線・車道・歩道・その他( )							写真 No.
路面障害 状況	路面との段差	段差なし・段差あり(浮上 約 cm、沈下 約 cm)							
	周辺路面状況	異常なし・陥没・隆起・亀裂・噴砂・噴水・その他( )							
広域被害 状況	液状化被害	特になし・被害小・被害大・その他( )							
	津波被害	特になし・被害小・被害大・その他( )							
	その他								
マンホール 障害状況	障害項目	破損	クラック	ずれ	侵入水				
	蓋の状態								
	蓋受枠状態								
	調整コンクリート								
	斜壁								
	直壁 1								
	直壁 2								
	直壁 3								
	直壁 4								
	躯体								
	インバート								
	土砂堆積状況	なし・土砂堆積 cm							
	悪臭の発生	なし・有り・住民からの苦情有り							
下水の流出	なし・有り・住民からの苦情有り								
危険物の流入	なし・有り・住民からの苦情有り								
管きよ 情報	位置	下流 No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8
	管路番号								
	管種								
	管径(mm)								
	管頂高(m)								
管口障 害状況	本管突込み								
	本管拔出し								
	破損								
	侵入水								
	簡易カメラ調査								
写真 No.									
判定	本復旧の必要性	要・不要	要・不要	要・不要	要・不要	要・不要	要・不要	要・不要	要・不要
総合判定									
復旧(布設替)の必要性		要・不要							
備考・略図									

表 4.6.3 本管用調査記録票 (例) (二次調査用) **本管用調査記録表 (二次調査用)**

スパンNo. \_\_\_\_\_

自治体		調査ブロック				調査会社				調査班																								
上流マンホールNo.						調査方向		調査方法		テレビカメラ		目視		その他( )		調査年月日				下流マンホールNo.														
区画	メッシュ	番号	枝	マンホール種別	マンホール深	管頂深	マンホール蓋種別	管種	管径	管延長	区画	メッシュ	番号	枝	マンホール種別	マンホール深	管頂深	マンホール蓋種別																
					m	m			mm	m							m	m																
マンホール内点検																				マンホール内点検														
継手部	継手数	管口	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	管口													管本数	[ 本 ]
	異常内容																			ソケット数	[ 箇所 ]													
	距離 (m)																			管不良数	[ 本 ]													
	写真番号																			DVD番号	[ No ]													
本管部	管本数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18													布設年	[ 年 ]	
	異常内容																			占用位置														
	距離 (m)																			1. 国道 2. 県道 3. 市町村道 4. 裏通り、歩道内、ガードレール内 5. その他														
	写真番号																			該当番号	[ 番 ]													
ソケット部	取付番号																																	
	異常内容																																	
	距離 (m)																																	
写真番号																																		
考察																																		

異状箇所	異状内容		破損		円周クラック		縦クラック		継手ずれ		段差		パッキン不良		たるみ・蛇行		浸入水		変形・扁平		ソケット不良		管口突込み		管口拔出し		滞水		その他		計		備考		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B		C	
継手部																																			
本管部																																			
ソケット部																																			
計																																			



表 4.6.5 様式例 二次調査日報集計表 (例)

班 名								
担当地区 ・担当ブロック								
予定延長(m)								
支援自治体								
支 部								
部 会								
会社名								
テレビカメラ								
高圧洗浄車								
強力吸引車								
給 水 車								
補助人員 1								
補助人員 2								
補助人員 3								
作業員数								
警備員数								
作業スパン								
マンホール調査箇所 (箇所)								
清掃延長 (m)								
調査延長 (m)								
目次確認延長 (m)								
調査延長小計 (m)								
平均調査延長 (m)								
宿泊(人数)								

表 4.6.6 様式例 二次調査班別集計表 (例)

班名：            会社名：            地区：

項目	月																合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
テレビカメラ車 (氏名)																	
高圧洗浄車 (氏名)																	
強力吸引車 (氏名)																	
給水車 (氏名)																	
補助人員 1																	
補助人員 2																	
補助人員 3																	
作業員数																	
警備員数																	
作業スパン																	
マンホール調査箇所 (箇所)																	
清掃延長(m)																	
調査延長(m)																	
目次確認延長 (m)																	
調査延長小計(m)																	
備考 1																	
備考 2																	
宿泊(名)																	

表 4.6.7 様式例 二次調査作業日報 (例)

令和 年 月 日

自治体名				
班 名				
支援自治体名				
車 両	車両所属会社	オペレーター所属会社	氏 名	作業時間
テレビカメラ搭載車				～
高圧洗浄車				～
強力吸引車				～
給 水 車				～
				～
				～
合 計 作 業 人 数				
交 通 誘 導 員 人 数				
作 業 地 区 メ ッ シ ュ N o				
作業スパン数・作業内容(清掃延長・調査延長)				
作業スパン	( )スパン			
マンホール調査箇所	( )箇所			
清掃延長	( )m			
調査延長	( )m			
目視確認延長	( )m			
備考伝言等				

作業終了後、前線基地責任者に提出してください。







**諫早市上下水道局災害時支援・受援マニュアル**

**下水道編**

令和 8 年 3 月策定

編集 諫早市上下水道局 下水道課